

第5回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 平成30年5月15日(火)

場 所 市役所4階 301会議室

議事日程

議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について (申請件数 2件)

議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について (申請件数 1件)

報告第1号 農地法第4条に係る会長専決処理について (申請件数 1件)

報告第2号 農地法第5条に係る会長専決処理について (申請件数 4件)

応召委員(13名)

1番	川島 修	2番	内野 晴夫
3番	藤野 政彦	4番	石川 裕一
5番	伊東 誠司	6番	榎本 英雄
7番	荒幡 善政	8番	安彦 祥子
9番	高橋 文雄	10番	大口 貴司
11番	朝倉 庄吉郎	12番	奥住 雄一
13番	田代 敏夫		

職務のために出席した者(事務局)	事務局長	古川 敦司
	事務局次長	本木 豊
	事務局書記	進藤 博

午後3時55分開会

議長
(田代 敏夫君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第5回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は13名であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長
(田代 敏夫君)

異議なしと認め、5番伊藤誠司委員、11番朝倉庄吉郎委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて」2件あります。事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第1号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、2件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明であります。

1件目 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりで、地目は畑になります。理由は自ら農地として利用しているもので、平成26年8月14日に相続し、前回調査は、平成27年6月15日になります。

2件目 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりで、地目は畑になります。理由は自ら農地として利用しているもので、平成8年8月30日に相続し、前回調査は、平成27年3月16日になります。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただ今事務局より説明がありましたが、本件につきまして、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を榎本部長に報告していただきます。

それでは榎本部長、よろしくをお願いいたします。

6番
(榎本 英雄君)

本日、午後2時45分から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて」2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は茶園及びサヤエンドウ等が栽培されており、一部は作付け準備中

でした。②③の農地は、茶園で、一部は作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はありませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①③の農地は梨畑になっております。②の農地はネギ、キュウリ等が栽培されておりました。現地は適正に管理されており、問題はありませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては証明書の発行はよろしいかと思えます。

議 長
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、藤野委員

3 番
(藤野 政彦君)

1番の申請地ですが、現地を確認しており問題はありませんでしたが、①の南側に大きな植木がありますが、以前隣地の農家が管理不十分な植木について移植をするか、伐採をするように指導したことがありましたので、証明書の発行時に管理を十分するように指導していただきたい。

事 務 局
(進藤 博君)

証明書の発行時に植木の管理を十分するように指導いたします。

議 長
(田代 敏夫君)

2番の申請ですが私の担当地区なので確認をしております。他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は証明書の発行をしたいと思えます。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

ありがとうございます。異議ないようですので議案第1号につきましては、証明書を発行いたします。

次に議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願いについて」1件あります。事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願ですが、1件申請がございました。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりになります。地目は畑で、理由は、平成29年12月28日、申請人の父の死亡により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものがございます。

以上でございます。

議 長
(田代 敏夫君)

ただ今事務局より説明がありましたが、本件につきましても先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を榎本部長に報告させていただきます。

それでは榎本部長よろしく願いいたします。

6 番
(榎本 英雄君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願いについて」1件ございます。

申請地の農地でございますが、現地は作付け準備中でした。現地は適正に管理されており問題はございませんでした。

以上のことから議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいと思われま。

議 長
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。はい、藤野委員

3 番
(藤野 政彦君)

申請地につきまして日頃から十分に管理していることを確認しております。

議 長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願いについて」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

ありがとうございます。異議ないようですので議案第2号につきましては、証明書を発行いたします。

次に報告第1号「農地法第4条に係る会長専決処理について」1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

報告第1号農地法第4条に係る会長専決について1件ございます。

本件は、同法第4条第1項第7号の規定に基づく届け出であります。

届出者の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は共同住宅でございます。

以上でございます。

議 長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、川島委員。

1 番
(川島 修君)

届出地につきまして確認しておりますのでよろしくお願いたします。

議 長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか。

委員	なし
議長 (田代 敏夫君)	<p>御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条に係る会長専決について」は終了いたします。</p> <p>次に報告第2号「農地法第5条に係る会長専決処理について」4件あります。事務局より説明いたさせます。</p>
事務局 (本木 豊君)	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>報告第2号農地法第5条に係る会長専決について4件ございます。</p> <p>本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出であります。</p> <p>1件目 譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は一般住宅用地でございます。</p> <p>2件目 譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は一般住宅用地でございます。</p> <p>3件目 譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は一般住宅用地でございます。</p> <p>4件目 譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は一般住宅用地でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長 (田代 敏夫君)	報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。はい、朝倉委員
1 1 番 (朝倉 庄吉郎君)	1 番の届け出地ですが現地を確認しております。
1 2 番 (奥住 雄一君)	2 番の届け出地ですが、新築住宅がありました。
1 番 (川島 修君)	3 番につきまして現地を確認しております。

7 番
(荒幡 善政)

4 番につきまして現地を確認しております。

議 長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、報告第 2 号「農地法第 5 条に係る会長専決について」は終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第 5 回総会を終了いたします。

大変ご苦勞様でした。

午後 4 時 1 1 分閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

平成 3 0 年 5 月 1 5 日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩